令和８年 10 月 19 日
厚生労働省社会・援護局
事　　業　　課

日本人戦没者の御遺骨の早期送還に向けた取り組みについて

戦没者の遺骨収集については、「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」（令和２年５月 21 日公表）を踏まえ、次のプロセスにより実施しているところ。

① 現地住民や交戦国の兵士等の遺骨の可能性を常に考慮し、現地において、日本人の遺骨である蓋然性を慎重に判定し、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、ＤＮＡ鑑定を行うために必要な検体のみを持ち帰る。
② 持ち帰った検体によりＤＮＡ鑑定等を行い、専門家による総合的判断の結果、日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨の上、日本に送還する。
③ 送還した遺骨は遺骨の身元特定に努め、関係遺族に身元の判明した遺骨を伝達する。

今般、一日も早く多くの御遺骨を日本にお迎えしたいとの御遺族の想いに応えるために、以下の①から③の３つの条件を全て満たす場合は、試行的に御遺骨を全て未焼骨で日本に送還する。
ただし、御遺骨を全て未焼骨で送還する場合には、事前に厚生労働省が相手国政府と協議の上、送還に関する取り決めを定めるなどの同意を得ることとし、同意を得られた御遺骨から順次送還する。

【御遺骨を全て未焼骨で送還する条件】
① 埋葬地資料又は海外公文書館情報や戦友、遺族、現地住民等からの証言により、当該埋葬位置（発見場所）において、日本人戦没者以外の御遺骨が含まれていないことが判断できること。
② 御遺骨の埋葬位置（発見場所）に現地住民や交戦国の兵士等と判断される遺留品が一つも出土されていないこと。
③ 当該埋葬位置（発見場所）から収容された御遺骨について、日本側の遺骨鑑定人（人類学者、法医学者、考古学者等の学識者）による御遺骨の形質鑑定の結果、日本人戦没者以外と判定された御遺骨が一柱もないこと。
※ 旧ソ連、フィリピンやミャンマーなどの過去に遺骨取り違えの問題のあった地域や、インドネシアやインドなどの相手国と特別の定めを取り交わしている地域は、当面、現行の手順のとおり事業を実施する。

なお、未焼骨で送還した御遺骨については、ＤＮＡ鑑定等を行い、専門家による総合的判断の結果が出るまでの間、厚生労働省内において仮安置する。

また、ＤＮＡ鑑定等を行い、専門家による総合的判断の結果、日本人以外の御遺骨であると判定された場合には、厚生労働省が主体となって相手国政府と協議の上、当該御遺骨の返還を行い、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会は可能な範囲で返還業務に協力する。

上記①から③の３つの条件を全て満たした御遺骨を未焼骨で日本に送還する場合を除いては、「戦没者遺骨収集等における手順書」（令和５年４月 26 日最終改訂）に基づき実施することとする。

参考資料１　本取組の対象及び対象外の地域
参考資料２　日本人戦没者の御遺骨である確度の高さの判断条件
参考資料３　遺骨整理表（記載例）
参考資料４　残存遺骨情報記録表（記載例）

試行的取組の対象及び対象外の地域

（試行的取組の対象地域）　⇒相手国と送還に関する取り決めを定めたうえで、未焼骨により全遺骨を送還

マリアナ諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、東部ニューギニア、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦（トラック諸島、ウルシー環礁、メレヨン環礁）、ギルバート諸島、パラオ諸島（注）、タイ、マレーシア、北ボルネオ、中国、台湾、ベトナム、モンゴル、バングラデシュ、アッツ島

（注）パラオ諸島については、同国と取り交わした協力覚書には、DNA鑑定で日本人と判定された遺骨をパラオ国内で焼骨の上、日本に送還することを定めているため、未焼骨による送還ができない。将来的に未焼骨全送還を行えるよう同国と交渉を行う。

（試行的取組の対象外地域）　⇒当面、現行どおり事業を進めていく

地域	未焼骨全送還の対象としない理由
インドネシア	同国の国内法では遺骨の国外への持ち出しが禁止されており、同国と取り交わした協定において、例外的に同国の専門機関でDNA鑑定を行い、その結果、日本人と判定された遺骨はインドネシア国内で焼骨し本邦に送還することを定めているため。
インド	同国の国内法では遺骨の国外への持ち出しが禁止されており、同国と取り交わした協力覚書において、例外的にDNA鑑定用の検体を送還の上、DNA鑑定の結果、日本人と判定された遺骨を本邦に送還することを定めているため。
旧ソ連（樺太・千島）	過去に遺骨取り違えの問題のあった地域のため。
フィリピン	
ミャンマー	
ツバル	
米国	送還対象の遺骨は、主に頭蓋骨であることから、すべてを検体として送還するため。
オーストラリア	
ニュージーランド	

日本人戦没者遺骨である蓋然性の高さの判断条件

○　以下の３つの条件をすべて満たす場合には、試行的取組の対象とし御遺骨（未焼骨）を本邦に送還。

1. 埋葬地資料又は海外公文書館情報や戦友、遺族、現地住民等からの証言により、当該埋葬位置（発見場所）において、日本人戦没者以外の遺骨が含まれていないことが判断できること。（以下①）
2. 遺骨の埋葬位置（発見場所）に現地住民や交戦国の兵士等と判断される遺留品が一つも出土されていないこと。（以下②）
3. 当該埋葬位置（発見場所）から収容された遺骨について、日本側の遺骨鑑定人（人類学者、法医学者、考古学者等の学識者）による遺骨の形質の鑑定の結果、日本人戦没者以外と判定された遺骨が１柱もないこと。（以下③）

①　埋葬位置（発見場所）の状況から見た戦没者遺骨である蓋然性の高さ

（確度）
高い
低い

埋葬位置（発見場所）における 日本人戦没者以外の遺骨の有無 （埋葬情報から判断）	判定
無 ※収容場所において、日本人の他、他国人の遺骨についても埋葬されているが、日本人と他国人の区画が資料や現場の状況（墓標、杭等）により明確に区分されている場合は「無」とする。	a
有 ※日本人の区画と他国人の区画が入り組んでいる場合や、複数の証言等により区画を明確に区分することが困難な場合は「有」とする。	b
現地住民等から受領した遺骨について、 派遣団（現地調査員による調査を含む）による 収容場所の検証がなされていない場合	c
日本人区画と他国人区画が区分できない場合は、 収容対象から除外	

②　遺留品の出土状況から見た戦没者遺骨の蓋然性の高さ

（確度）
高い
低い

埋葬位置（発見場所）における遺留品の出土状況	判定
無・日本人戦没者の遺留品のみ	a
収容した墓穴内に現地住民や 交戦国の兵士等と判断される遺留品 が一つでもあった場合	b

（注）交戦国の戦争遺物や現地住民の生活用品など（参考資料2-3参照）が含まれる土を用いて埋葬したと判断できる場所については、これらの物が出土された場合であっても、原則、aとして取り扱う。

③　形質鑑定の結果から見た戦没者遺骨の蓋然性の高さ

（確度）
高い
低い

埋葬位置（発見場所）における日本人戦没者以外 の遺骨の有無	判定
無	a
有 （一部でも日本人戦没者以外の遺骨が 含まれていた場合）	b
日本人戦没者以外と判定された遺骨は持ち帰らない。	

日本人戦没者遺骨である蓋然性の高さの判断条件（図解）

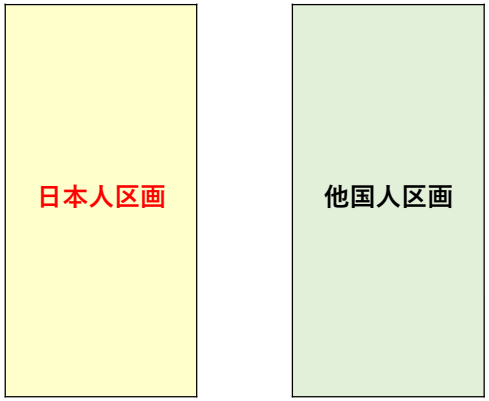
条件１

埋葬位置(発見場所)における日本人戦没者以外の遺骨の有無（埋葬地資料又は海外公文書館情報や戦友、遺族や現地住民等から聴き取りした結果に基づき判定）

※日本人区画と他国人区画が区分できない場合は、収容対象から除外

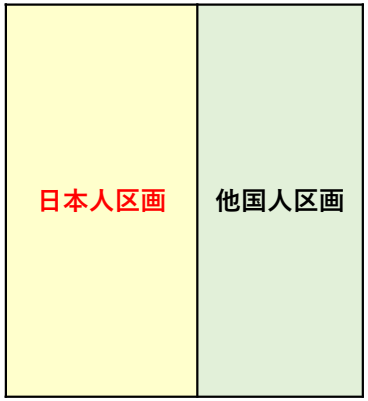
日本人と他国人の区画が完全に区分

判定ａ



日本人区画と他国人区画が離れている場合

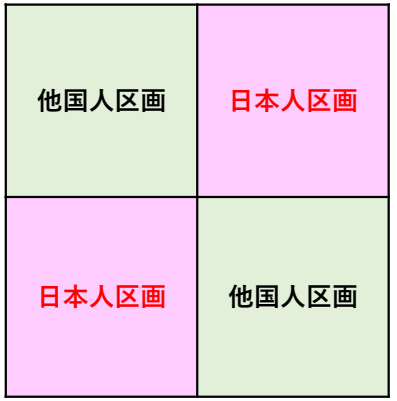
判定ａ



日本人区画と他国人区画が隣接しているが、それぞれの墓地の境界線を明確に区分することが可能な場合

日本人と他国人の区画が概ね区分

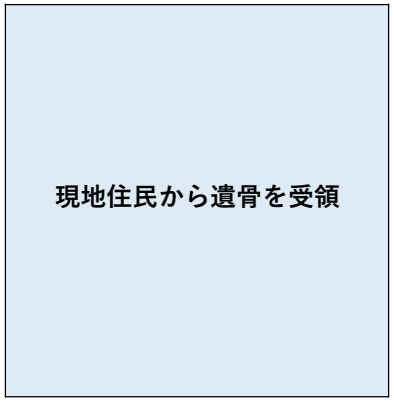
判定ｂ



日本人区画と他国人区画が入り組んでいる場合や、それぞれの墓地の境界線を明確に区分することが困難な場合

埋葬位置（発見場所）の現場未検証

判定ｃ

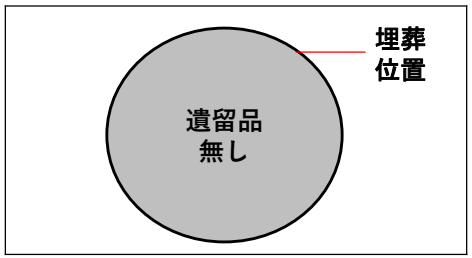


現場検証していないため収容場所の状況は不明な場合

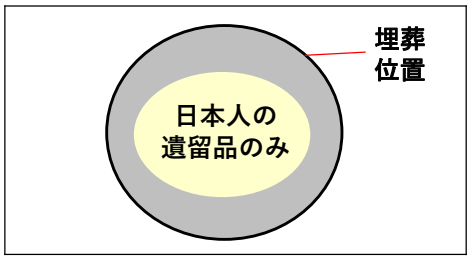
条件２

埋葬位置(発見場所)における遺留品の出土状況（収容した結果に基づき判断）

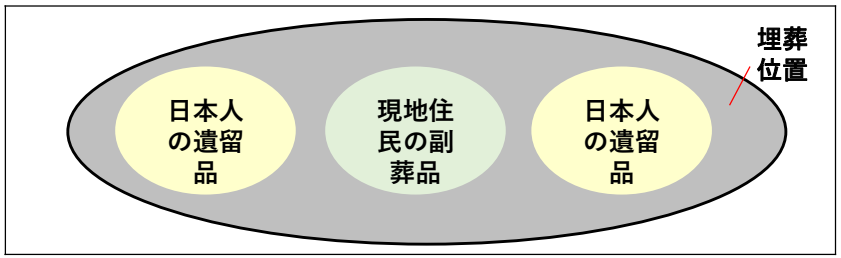
判定ａ



判定ａ



判定ｂ

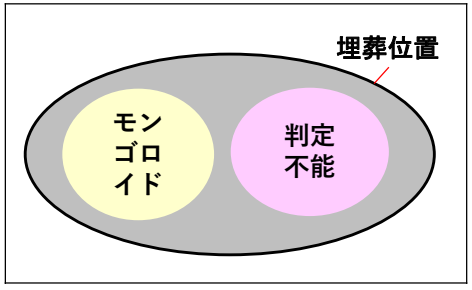


（注）交戦国の戦争遺物や現地住民の生活用品などが含まれる土を用いて埋葬したと判断できる場所については、これらの物が出土された場合であっても、原則、aとして取り扱う。

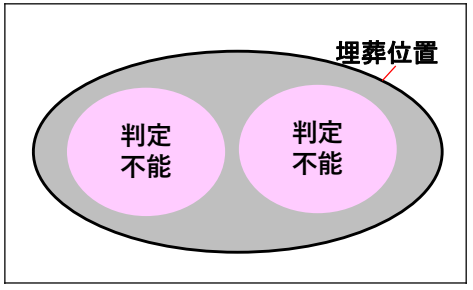
条件３

埋葬位置(発見場所)における日本人戦没者以外の遺骨の有無（収容した結果に基づき判断）

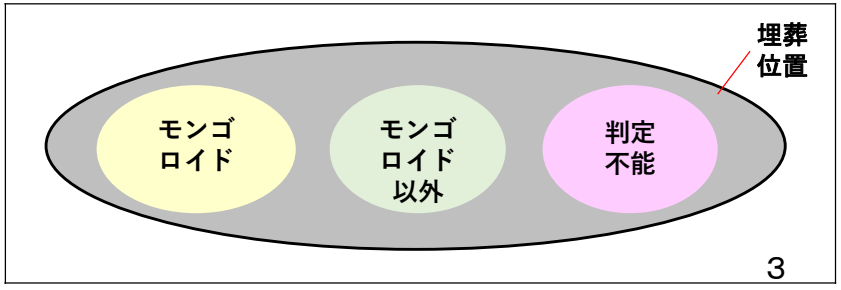
判定ａ



判定ａ



判定ｂ



日本人戦没者遺骨である蓋然性の高さの判断条件（遺留品の出土状況）

○　埋葬位置(発見場所)で出土された交戦国の戦争遺物や現地住民の生活用品等の事例

区分	埋葬位置（発見場所）で出土された物
交戦国の戦争遺物 （戦場整理の際に使用された物を含む）	手投弾、弾薬、薬莢、ポンチョ、担架、ドッグタグ、ボタン、軍靴、銃器、食器（スプーン、フォークなど）、硬貨
現地住民の生活用品	茶碗、装飾品（腕輪、ネックレスなど）、副葬品（貝殻、獣骨など）

（注）交戦国の戦争遺物や現地住民の生活用品などが含まれる土を用いて埋葬したと判断できる場所については、これらの物が出土された場合であっても、原則、a（確度が高い）として取り扱う。

遺骨整理表（未焼骨送還）

令和〇年度　〇〇現地調査（第〇次）・遺骨収集（第〇次）派遣

No.	収容日	収容場所	遺骨整理番号 ※ ~~現地保管の遺骨整理番号を記載する。~~	遺骨袋数	柱数	個別／集団	個体性	発見深度[cm]	氏名判明見込み遺留品 ※ 遺骨・遺留品調書を作成する。	検体 検体整理番号（注1）	検体の部位	数	備考
1	2024/12/9	Palau –Peleliu	R06–Peleliu–2412–02	2	1	個別	あり		なし		検体以外		
										R06–Peleliu–2412–02–①	歯×16	1	左右上顎骨あり 連続性あり
										R06–Peleliu–2412–02–②	歯×16		下顎骨あり 連続性あり
										R06–Peleliu–2412–02–③	左大腿骨		
										R06–Peleliu–2412–02–④	左脛骨		
2	2025/5/18	Palau –Peleliu	R07–Peleliu–2505–04	3	2	集団	なし		なし		検体以外		
										R07–Peleliu–2505–04–①	歯×12	1	上顎骨あり
										R07–Peleliu–2505–04–②	歯×3	1	下顎骨あり
										R07–Peleliu–2505–04–③	右雛体	1	最小個体数決定部位
										R07–Peleliu–2505–04–④	右雛体	1	最小個体数決定部位
										R07–Peleliu–2505–04–⑤	左雛体	1	
										R07–Peleliu–2505–04–⑥	右大腿骨	1	
										R07–Peleliu–2505–04–⑦	右脛骨	1	
										R07–Peleliu–2505–04–⑧	左第一中足骨	1	最小個体数決定部位
										R07–Peleliu–2505–04–⑨	左第一中足骨	1	最小個体数決定部位

（注）検体整理番号は、遺骨整理番号に丸囲み数字で枝番を付す。歯・雛体と四肢骨は別袋とし、四肢骨は1つの検体袋に1つの検体を入れ、検体整理番号を付す。

遺骨整理表（検体送還）

令和〇年度　〇〇現地調査（第〇次）・遺骨収集（第〇次）派遣

No.	収容日	収容場所	遺骨整理番号 ※ 現地保管の遺骨整理番号を記載する。	遺骨袋数	柱数	個別／集団	個体性	発見深度[cm]	氏名判明見込み遺留品 ※ 遺骨・遺留品調書を作成する。	検体 検体整理番号 （注1）	検体の部位	数	備考
1	2024/12/9	Palau –Peleliu	R06–Peleliu–2412–02	1	1	個別	あり		なし	R06–Peleliu–2412–02–①	歯×16	1	左右上顎骨あり 連続性あり
			R06–Peleliu–2412–02							R06–Peleliu–2412–02–②	歯×16		下顎骨あり 連続性あり
										R06–Peleliu–2412–02–③	左大腿骨		
										R06–Peleliu–2412–02–④	左脛骨		
14	2025/5/18	Palau –Peleliu	R07–Peleliu–2505–04	1	2	集団	なし		なし	R07–Peleliu–2505–04–①	歯×12	1	上顎骨あり
			R06–Peleliu–2412–02							R07–Peleliu–2505–04–②	歯×3	1	下顎骨あり
			R07–Peleliu–2505–04							R07–Peleliu–2505–04–③	右錐体	1	最小個体数決定部位
										R07–Peleliu–2505–04–④	右錐体	1	最小個体数決定部位
										R07–Peleliu–2505–04–⑤	左錐体	1	
										R07–Peleliu–2505–04–⑥	右大腿骨	1	
										R07–Peleliu–2505–04–⑦	右脛骨	1	
										R07–Peleliu–2505–04–⑧	左第一中足骨	1	最小個体数決定部位
										R07–Peleliu–2505–04–⑨	左第一中足骨	1	最小個体数決定部位

（注）検体整理番号は検体を入れた袋単位で、現地保管の遺骨と同じ整理番号に丸囲み数字で枝番を付す。歯・錐体と四肢骨は別袋とし、四肢骨は1つの検体袋に1つの検体を入れ、検体整理番号を付す。

遺骨整理表（焼骨遺骨）

令和〇年度　〇〇現地調査（第〇次）・遺骨収集（第〇次）派遣

No.	収容日	収容場所	遺骨整理番号 ~~※現地保管の遺骨整理番号を記載する。~~	焼骨袋数	柱数	個別／集団	個体性	発見深度[cm]	氏名判明見込み遺留品 ※ 遺骨・遺留品調書を作成する。	検体 検体整理番号 （注1）	検体の部位	数	備考
1	2024/12/9	Palau -Peleliu	R06-Peleliu-2412-03	1	1	個別	あり		なし				
14	2025/5/18	Palau -Peleliu	R07-Peleliu-2505-05	1	2	集団	なし		なし				

（注）検体送還時の遺骨整理番号と同じ番号を付す。

残存遺骨情報記録票

◇州・島名：　　調査票No.

情報源	在外公館　個人　現地政府　派遣団　S情報	
派遣名		
調査年月日		
情報場所/ 遺骨発見場所	（踏査確認：　済　／　未　）　（試掘：　済　／　未 ）	
発見場所の特徴	（発見場所：　壕　／　埋葬地　）	
GPS数値	緯度：	経度：
遺骨発見者	氏名	
	連絡先	
情報提供者	氏名	（発見者との関係）
	連絡先	
地権者	氏名	
	連絡先	
コンタクト パーソン	氏名	（村長との関係）
	連絡先	
発見年月日		
情報の概要/ 遺骨を発見した経緯		
遺骨の状況 受領の有無	（推定柱数：　柱）　（保管場所：　）（受領年月日：　）	
遺留品の有無 遺留品の状況	（遺留品：　有　／　無　）	
不発弾等の有無	（不発弾　有　／　無　）　状況：	
収容の条件		
今後の対応	現地調査	
	遺骨収集	
過去の収容実績		
その他 特記事項	※条件1、条件2に該当	

※調査票No.は地域毎に統一すること。
※その他特記事項欄には以下の3条件に該当していることを示すこと。
・条件1：埋葬地資料又は海外公文書館情報や戦友、遺族、現地住民等からの証言により、当該埋葬位置（発見場所）において、日本人戦没者以外の遺骨が含まれていないことが判断できること。
・条件2：遺骨の埋葬位置（発見場所）に現地住民や交戦国の兵士等と判断される遺留品が一つも出土されていないこと。
・条件3：当該埋葬位置（発見場所）から収容された遺骨について、日本側の遺骨鑑定人（人類学者、法医学者、考古学者等の学識者）による遺骨の形質の鑑定の結果、日本人戦没者以外と判定された遺骨が1柱もないこと。

【地図・所在地】

【現場写真】

【関係者写真】